

インフォメーション

平成 29 年 4 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

中小企業設備投資促進税制について

平成 29 年度税制改正

平成 29 年度税制改正において、中小企業向けの設備投資を促進する税制として生産性の向上につながる設備投資への支援を拡充する措置がとられています。

平成 29 年 4 月 1 日以降、中小企業を対象とする主な設備投資促進税制は下記の通りです。

【中小企業経営強化税制】

青色申告書を提出している中小企業者等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定（インフォメーション NO462 参照）を受けたものが、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、下記に掲げる設備で認定を受けた経営力向上計画に記載された経営力向上設備等を取得して、指定事業の用に供した場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除（取得価額の 7%・資本金 3,000 万円以下の法人と個人事業主は 10%）との選択適用が可能

〈対象となる設備（新品に限る）及び取得価額〉

- ①機械装置（160万円以上）、②器具備品（30万円以上）、
- ③建物付属設備（60万円以上）、④ソフトウェア（70万円以上）

※購入した設備メーカーが工業会等から一定の証明を受けた資産に限ります。

※中小企業が一定の投資計画を経済産業大臣の確認を受けた資産に限ります。

【中小企業投資促進税制】

青色申告書を提出している中小企業者等で、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに、下記に掲げる設備を取得した場合には、特別償却（取得価額の 30%）又は税額控除（取得価額の 7%・資本金 3,000 万円超の中小企業は除外）との選択適用が可能

〈対象となる設備（新品に限る）及び取得価額〉

- ① 械装置（1台160万円以上）、②測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）、③一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上・複数合計70万円以上）、④貨物自動車（車輛総重量3.5トン以上）、⑤内航船舶（取得価額の75%が対象）

【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】

青色申告書を提出している中小企業者等で、認定経営革新等支援機関などから経営に関する指導を受けた事を明らかにする書類の交付を受けたものが、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、下記に掲げる設備で経営に関する指導に伴って取得し、指定事業の用に供した場合には、特別償却（取得価額の 30%）又は税額控除（取得価額の 7%・資本金 3,000 万円超の中小企業は除外）との選択適用が可能

〈対象となる設備（新品に限る）及び取得価額〉

- ①一定の器具備品（1台30万円以上）、②一定の建物付属設備（1台60万円以上）